

書誌第104号追

北海道沿岸水路誌

追補第7

令和5年（2023）7月14日発行



海上保安庁

北海道沿岸水路誌

追補第7

この追補は、平成31年3月刊行の北海道沿岸水路誌の記載事項を更新するもので、令和5年6月16日までに入手した資料を基に編集したものです。

追補は、更新情報を記載した「本文」と、それを検索するため、ページ番号等を記載した「索引」から構成されています。

「索引」については、更新箇所の表題や港名等を記載し、ページ番号順に並べています。

「本文」については、本追補の更新箇所は、灰色背景で赤色文字にて示しています。

【】で囲んだ内容は、削除や差し替えを行うことを意味しています。

図の挿入等によりページ内に収まらない場合は、水路誌本誌とのページ番号を整合させるため、追補においては、便宜的に枝番号を付しています。

令和5年7月14日

海上保安庁海洋情報部

注 意

海上保安庁は、各国が発布した諸法規、宣言、海図及び水路通報・航行警報並びに船舶等からの視認報告のうち、船舶交通の安全の確保と海洋環境の保全という観点から、航海の安全及び環境保全に影響を与える可能性のある情報については、水路通報及び航行警報により周知するほか、海上保安庁の海図その他の航海用刊行物にも掲載するようにしています。

これらの情報を利用するにあたっては、海上保安庁によるこれらの情報提供は、航海の安全等のための利用を目的としており、その内容は日本政府がこれらの諸法規、宣言等を承認したことを意味するものではない点に留意してください。

ページ	更新箇所(表題、港名等)	備考
15	水先人会	追補第5の当該ページは無効
23	仕向港を示す記号	追補第2の当該ページは無効
24	仕向港を示す記号	
26	水路通報	
27	水路通報	追補第5の当該ページは無効
57	沿岸・港湾記 港種指定	
65	函館港	追補第4の当該ページは無効
66	函館港	追補第4の当該ページは無効
77	室蘭港	追補第2の当該ページは無効
78	室蘭港	追補第2の当該ページは無効
83	苫小牧港	追補第4の当該ページは無効
84	苫小牧港	追補第4の当該ページは無効
87	苫小牧港	追補第6の当該ページは無効
88	苫小牧港	追補第2の当該ページは無効
91	浦河《ウラカワ》港	追補第3の当該ページは無効
92	様似《サマニ》港	
98	十勝港	
102	釧路港	追補第4の当該ページは無効
103	釧路港	追補第4の当該ページは無効
127	ウトロ漁港	追補第4の当該ページは無効
129	網走港	追補第3の当該ページは無効
132	紋別港	追補第2の当該ページは無効
140	稚内港	
159	留萌《ルモイ》港	追補第2の当該ページは無効
173	古平漁港	追補第2の当該ページは無効
180	瀬棚港	追補第2の当該ページは無効
187	江差《エサシ》港	
190	松前港	追補第2の当該ページは無効
196	斜古丹港	

苫小牧水先区水先人会 TEL 0144-34-3070 FAX 0144-34-6210	1. 第 1、2、3 区入港の場合 苫小牧港東外防波堤灯台から 195° 約 2,400m 付近 2. 第 4 区（東港区 [東港]）入 港の場合 苫小牧港東港地区東防波堤灯 台から西南西方約 2.3M 付近 3. 第 4 区（出光シーバース）入 港の場合 シーバースから南東方 2～3 M 付近	乗下船設備は、IMO の要件及び IMPA の勧告に基づくも のを、波浪又はうねりの反対舷に備えること。
釧路水先区水先人会 TEL 0154-52-6352 FAX 0154-52-6358	東港区 釧路港東区南副防波堤西 立標から 274° 2,100m 西港区 開発局釧路西港区島防波 堤灯台から 201° 1,600m	
留萌水先区水先人会 TEL 0164-43-4128 FAX 0164-43-4128	1. 北航路入航船 開発局留萌港西防波堤北灯台 から 300° 1,500m 2. 南航路入航船 留萌港西防波堤南灯台から 270° 1,500m 3. 荒天時（波浪が高く、港外に おいて水先人が乗船不可能な 場合） 開発局留萌港西防波堤北灯台 から 140° 300m	1. 強風時、特に冬季間は、高浪のため防波堤の外側 で乗船できないことが多いため、水先艇（タグボ ート使用）は西防波堤北端の入口付近で待機し、 本船の港内進入を待って乗船する。この時、パイ ロットラダーを左舷に用意すること。 2. 入港しようとする船舶は、天候が悪化してきた場 合には、留萌港付近の気象、海象情報等を留萌海 上保安部、船舶代理店等に必ず問い合わせること。
小樽水先区水先人会 TEL 0134-22-5380 FAX 0134-33-0228	小樽港北副防波堤灯台（赤）から 050° 0.8M 付近	入港船はなるべく検査錨地で水先艇を待つこと。

第 7 章 警 戒

航行に関する諸注意

5

海図の基準等 海上保安庁では、乗揚げ海難の防止を図るため、航海上必要な海図の基準を設け、次の指導を行っている。

1 航海安全上必要な海図等の備え付け

日本周辺海域を航行する船舶は、下表に従い、航海を予定している海域の海図を備え付ける。

10

また、水路誌、潮汐表、~~漁具定置箇所一覧図等~~、航海を予定している海域の状況を把握するために必要な航海用刊行物についても備え付ける。

航海を予定する海域の区分	航海安全上必要な海図
日本領海以遠 (日本領海へのアプローチに係る海域に限る)	50 万分の 1 より大縮尺の海図
日本領海内	25 万分の 1 より大縮尺の海図
港則法の適用がある海域	航行を予定する海域に係る海図のうち、最も大縮尺の海図

AIS 導入による船舶の自動識別

AIS(Automatic Identification System：船舶自動識別システム)とは、船舶の識別符号、船種、船名、長さ及び幅などの静的情報、位置、針路、速力、船首方位などの動的情報、仕向港、到着予定時刻などの航行関連情報を自動的にVHF帯電波で送受信し、船舶相互間及び船舶局と陸上局の航行援助施設等との間で、情報の交換を行うシステムである。

港則法施行規則第 11 条第 1 項の規定に基づき、進路を他の船舶に知らせるために船舶自動識別装置の目的地的に関する情報として送信する記号を掲載した。(平成 22 年海上保安庁告示第 94 号)(第 10 章 法規 28 ページ参照)

なお、仕向港での進路を示す記号は第 3 編沿岸・港湾記各適用港に掲載した。

詳細は下記 URL を参照されたい。

URL <https://www.kaiho.mlit.go.jp/syukai/soshiki/toudai/navigation-safety/pdf/ri-hu.pdf>

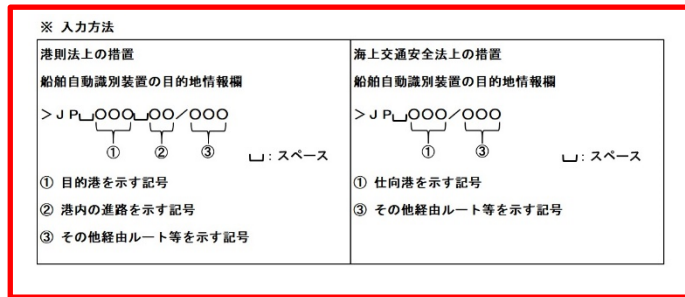
別表第 1 仕向港を示す記号 (本誌記載区域内の港湾を抜粋)

適用港の港コード一覧表 (港名順)

* 入力時：コード入力前に「>JP」を入力する。

港名 都道府県名	コード	港名 都道府県名	コード	港名 都道府県名	コード
網走 北海道	ABA	霧多布 北海道	KRT	様似 北海道	SAM
厚岸 北海道	AKE	釧路 北海道	KUH	瀬棚 北海道	STN
青苗 北海道	AON	杓形 北海道	KTG	寿都 北海道	STU
伊達 北海道	DAT	増毛 北海道	MSK	天塩 北海道	TSO
えりも 北海道	EMM	松前 北海道	MTM	天売 北海道	TER
江差 北海道	ESI	紋別 北海道	MBE	十勝 北海道	TOK
枝幸 北海道	ESS	森 北海道	MOR	苫小牧 北海道	TMK
福島 北海道	FKU	室蘭 北海道	MUR	苫前 北海道	TJJ
船泊 北海道	FND	根室 北海道	NEM	浦河 北海道	URK
羽幌 北海道	HBO	雄武 北海道	OUM	臼尻 北海道	USJ
函館 北海道	HKP	鬼脇 北海道	ONW	稚内 北海道	WKJ
花咲 北海道	HNK	鷺泊 北海道	OSD	焼尻 北海道	YGR
石狩湾 北海道	ISW	小樽 北海道	OTR	余市 北海道	YIC
岩内 北海道	IWN	羅臼 北海道	RAU		
香深 北海道	KBK	留萌 北海道	RMI		

【説明記事追加】



港務通信

船舶は、次に掲げる事項について、港長と連絡を行うことができる。

- 1 入港通報に関すること。
 - (1) 船舶の名称
 - (2) 船舶の総トン数及び入港時の最大 **きょ** 喫水
 - (3) 仕出港及びその出港年月日
 - (4) 着港予定日時（港の境界付近に達する予定日時とする。）
 - (5) 入港目的
 - (6) その他特に入港する際に通報を必要とする事項
- 2 避難その他船舶の事故等によるやむを得ない事情に係る入港又は出港をしようとするときの届出に関すること。
- 3 **びょう** 錨地の指定に関すること。
- 4 海難を避けようとする場合その他やむを得ない事由のある場合に移動したときの届出に関すること。
- 5 航行管制に関すること。
- 6 危険物積載船舶に対する指揮に関すること。
- 7 港内又は港の境界付近において発生した海難に関する危険防止のための措置の報告に関すること。
- 8 航路障害物の発見及び航路標識の異常の届出に関すること。
- 9 検疫法第6条の規定に基づく通報並びに植物防疫法第8条並びに家畜伝染病予防法第40条及び第41条の規定に基づく検査等に係る通報に関すること。

港長と連絡を行うことができる港は、函館港、室蘭港、苫小牧港、釧路港、根室港、稚内港、留萌港、石狩湾港及び小樽港である（昭和44年海上保安庁告示第205号「船舶と港長との間の無線通信による連絡に関する告示」）。

港湾管理者と入出港に必要な港務通信（バース指定、曳き船、給水、綱取り、水先人の手配確認等）を行うことができる港は、小樽港、石狩湾港である。

これらの具体的な通信方法については、第3編「沿岸・港湾記」の各港に記載してある。

緊急入域

緊急入域は次のような場合に限り、国際慣行上認められており、その要件、遵守すべき事項として、海上保安庁は、次の指導を行っている。違反した場合は、日本の法律に基づき処罰されることがある。

なお、緊急入域に該当しない外国船舶は、通常の入港手続きを経て開港に入港し、緊急入域中の外国船舶は、原因が解消し、要件に該当しなくなった場合は、速やかに出域しなければならない。

(緊急入域時の通報事項)

<p>緊急入域する全 外国船共通項目</p>	<p>(1) 船籍 (2) 船種 (3) 船名 (4) 呼出符号 (5) 総トン数及び全長 (6) 乗組員数 (7) 所有者及び代理店の氏名又は名称及び住所 (8) 緊急入域の理由 (9) 入域に至る経緯 (10) 現在位置並びに入域希望場所及び到着予定時刻 (11) 通信連絡の方法 (12) 必要とする医療、修理及び補給等の援助に関する内容</p>
<p>港内入港又は東 京湾、伊勢湾、 瀬戸内海に緊急 入域する外国船</p>	<p>共通項目に加え、次の項目を通報する。ただし、総トン数 500 トン未満の貨物船、漁船等の場合は*印の項目は省略できる。</p> <ul style="list-style-type: none"> (1) 国際海事機関船舶識別番号（漁船登録番号） (2) 運航者の氏名又は名称及び住所 (3) 入港しようとする港及び係留しようとする施設の名称並びに入港予定時刻 (4) 入域しようとする東京湾、伊勢湾、瀬戸内海の位置及び予定時刻 (5) 本邦の港から出港後に入港しようとする他の本邦の港及び係留しようとする施設の名称並びに入港予定時刻 (6) 本邦の港から出港後に入域しようとする東京湾、伊勢湾、瀬戸内海の位置及び予定時刻 * (7) 船舶警報通報装置又は船舶警報通報装置に相当する装置の有無 * (8) 当該国際航海船舶について設定されている国際海上運送保安指標又は国際海上運送保安指標に相当する指標 * (9) 当該国際航海船舶が実施する船舶指標対応措置に対応した国際海上運送保安指標又は船舶指標対応措置に相当する措置に対応した国際海上運送保安指標に相当する指標 * (10) 船舶保安統括者又は船舶保安統括者に相当する者の氏名及び連絡先 * (11) 船舶保安管理者又は船舶保安管理者に相当する者の氏名及び職名 * (12) 船舶保安記録簿又は船舶保安記録簿に相当する記録簿の有無 * (13) 船舶保安証書若しくは臨時船舶保安証書又は船舶保安証書若しくは臨時船舶保安証書に相当する証書の番号及び発給機関 (14) 当該国際航海船舶について寄港地に関する事項であって次に掲げるもの（本邦の港に入港をする直前の寄港までの過去十回の寄港に関するものに限る） <ul style="list-style-type: none"> イ 当該寄港地が所在する国の名称及び港名並びに入港及び出港の年月日 * ロ 当該国際航海船舶について設定された国際海上運送保安指標又は国際海上運送保安指標に相当する指標 * ハ 当該寄港地について設定された国際海上運送保安指標又は国際海上運送保安指標に相当する指標 * ニ 当該寄港地において実施した船舶指標対応措置に対応した国際海上運送保安指標又は船舶指標対応措置に相当する措置に対応した国際海上運送保安指標に相当する指標 ホ 当該寄港地において実施した特別な措置があった場合は、当該措置 ヘ 当該寄港地において積載した貨物のうち本邦内において荷揚げする予定のもの及び乗船した旅客のうち本邦内において下船する予定の者の有無 ト 本邦の港への入港の実績 チ 航行中の異変その他当該国際航海船舶の保安の確保に関して参考となる事項

第9章 危険情報の入手方法

5

海上保安庁では、航海の安全確保のために必要な海図、水路誌などを刊行するとともに、これらの刊行物を最新維持する情報や船舶交通安全に必要な情報を提供している。

水路通報

10

水路通報 水路図誌を最新のものに維持するための情報並びに船舶交通の安全に必要な航路標識の変更、海上における工事・作業、自衛隊あるいは米軍等が実施する射爆撃訓練等に関する情報を、ウェブサイト及び印刷物により、日本語及び英語で週1回発行している。

管区水路通報 管区海上保安本部の担任水域及びその付近の地域に密着した船舶交通の安全に必要な情

報を、ウェブページ及び電子メールにより、原則として毎週 1 回及び随時に提供している（日本語、必要に応じて英語を併記）。

航 行 警 報

5 **NAVAREA XI 航行警報** 世界航行警報業務の規定に基づく第 XI 区域(北太平洋西部及び東南アジア海域)に係る船舶交通の安全のために、緊急に通報を必要とする情報をインマルサット静止衛星を利用した EGC システム（高機能グループ呼び出し）により提供（英語）しているもので、専用の自動受信機により情報を入手できる。また、この情報はウェブページでも提供できる。

特に緊急性の高い情報（海底火山活動、機雷漂流、人工衛星等飛行物体の落下、航路障害物の存在等）については、随時送信している。

10 **NAVTEX 航行警報** 日本の沿岸約 300M以内の区域に係る船舶交通の安全に必要な情報のうち、緊急に通報を要するものを NAVTEX 放送により提供しているもので、専用の自動受信機により情報を入手することができる。また、この情報はウェブページ（PC 用、携帯電話用）でも提供している。

この水路誌記載区域における放送スケジュールは、次表のとおりである。

海岸局	識別符号	種 別	電波の型式・周波数	定時放送開始時刻 (JST)
釧 路	K	日本語	F1B 424kHz	0208 0608 1008 1408 1808 2208
		英 語	F1B 518kHz	0240 0640 1040 1440 1840 2240
小 樽	J	日本語	F1B 424kHz	0151 0551 0951 1351 1751 2151
		英 語	F1B 518kHz	0230 0630 1030 1430 1830 2230

15 **地域航行警報** 管区海上保安本部の管轄区域及び海上保安部の担任水域並びにその付近海域を航行する船舶の安全のために、緊急に通報を必要とする情報を、最寄りの海岸局から無線電話で提供（日本語又は英語）している。また、ウェブページ（PC 用、携帯電話用）でも提供している。

海岸局	呼出名称	電波型式及び周波数	再送信開始時刻(JST)
小 樽	ほっかいどうほあん	F3E 156.8MHz	10時25分00秒 16時25分00秒

20 **日本航行警報** 太平洋、インド洋及びその周辺海域を航行する日本船舶の交通安全のために、緊急に通報を必要とする情報を、ウェブページで提供している。また、(一社)共同通信社の船舶向けファクシミリ放送及び(一社)全国漁業無線協会の漁業無線局からも提供している。特に緊急性の高い情報（海底火山活動、機雷漂流、外国紛争行為、人工衛星等飛行物体の落下、その他船舶に緊急かつ重大な危険を及ぼす恐れのある事項）については、随時ウェブページに掲載している。

ウェブページによる情報提供

25 水路通報、航行警報、灯台表第 1 巻追加表及び水路誌追補は、ウェブページでも入手できる。

水路通報 URL <https://www1.kaiho.mlit.go.jp/TUHO/tuho/nm.html>

航行警報 URL <https://www1.kaiho.mlit.go.jp/TUHO/keiho/navarea11.html>

灯台表第 1 巻追加表 URL https://www1.kaiho.mlit.go.jp/TUHO/shoshi/toudai/j_toudai.html

30 水路誌追補 URL <https://www1.kaiho.mlit.go.jp/TUHO/shoshi/tsuiho/supplement.html>

各管区海上保安本部及び部署等では、航海の安全情報及びイベント等の最新情報をウェブページでも提供している。

第 3 編 沿岸・港湾記

この編では、第 1 章 北海道南岸（白神岬(41° 23.8′ N 140° 11.8′ E)～納沙布岬(43° 23.1′ N 145° 49.0′ E))、第 2 章 北海道東岸（納沙布岬～知床岬(44° 20.7′ N 145° 19.8′ E))、第 3 章 宗谷岬及び北海道西岸（宗谷岬(45° 31.4′ N 141° 56.2′ E)～白神岬)及び第 4 章 北海道東方（歯舞群島(43° 30′ N 146° 08′ E)、色丹島(43° 48′ N 146° 45′ E)、国後島(44° 08′ N 145° 51′ E)及び択捉島(45° 04′ N 147° 48′ E)）の順に記載してある。

主な記事の内容は、次のとおりである。

項 目	記 事
港を示す記号	港則法施行規則第 11 条 1 項の規定に基づく、AIS の仕向け港に関する情報として送信する記号を各港名のあとに記述してある。
港 種	関係法律に定められている港種の指定を記述してある。詳細は本表欄外の港種指定の項を参照のこと。
概 要	沿岸及び港湾の特徴など総括的な記事を記述してある。
気象・海象	沿岸及び港湾における一般的な現象及び特性を記述してある。
目 標	沿岸航行及び出入港時の船首目標など比較的高い目標を記述してある。
針 路 法	沿岸航行及び出入港する際の一般的な航路を示したものである。利用に当たっては、自船及び周囲の状況に応じて、適宜航路を設定することを要する。
錨 地	指定錨地及び一般船舶が利用している錨地の気象、海象、水深、底質などの情報を記述してある。
港 湾 施 設	主な公共の係船及び荷役施設の状況を記述してある。
修 理 施 設	500 t 又は長さ 50m 以上の船舶の修繕を行うことのできる施設を主に記述してある。

上表以外に諸規則、指導及び注意事項等の航海情報、最大入港船舶、参考事項、海事関係官公署、補給、医療施設及び廃油処理施設等の利便情報を記述するとともに、航空斜め写真、針路法図、対景図等を関係ページに挿入してある。

港種指定

港則法による港	
港則法適用港	港則法を適用する港で、港及びその区域は政令で定めるものをいう。 (同法第 2 条、同法施行令第 1 条)
特 定 港	喫水の深い船舶が出入できる港又は外国船舶が常時出入する港で、政令で定めるものをいう。 (同法第 3 条第 2 項、同法施行令第 2 条)
関税法による港	
開 港	貨物の輸出及び輸入並びに外国貿易船の入港及び出港その他の事情を勘案して、政令で定める港をいう。(同法第 2 条第 1 項第 11 号、同法施行令第 1 条)
検疫法による港	
検 疫 港	検疫法を適用する港で、政令で定めるものをいう。 (同法第 3 条、同法施行令第 1 条の 2)
出入国管理及び難民認定法による港	
出 入 国 港	外国人が出入国すべき港で、法務省令で定めるものをいう。 (同法第 2 条第 8 号、同法施行規則第 1 条)
家畜伝染病予防法による港	
家畜検疫の港	指定検疫物を輸入する港で、農林水産省令で定めるものをいう。 (同法第 38 条、同法施行規則第 47 条)
植物防疫法による港	
植物防疫の港	植物及び農林水産大臣の許可を受けた輸入禁止品を輸入する港で、農林水産省令で定めるものをいう。(同法第 6 条第 3 項、同法施行規則第 6 条)

- 2 南航路の両側にある函館港北防波堤灯台及び函館港西副防波堤灯台の灯光は、夜間背後の市街地の灯火に紛れて非常に見えにくい。
- 3 冬季、北西風中の吹雪の際には、視界が極端に悪くなって航路上支障を来す場合があるので、十分注意を要する。
- 4 「緑の島」の陰から出港するプレジャーボートには注意を要する。

5

港則 港則法施行規則第11条の規定による進路の表示

条 文	進路を示す記号	信 号	信 文
船舶自動識別装置の目的地に関する記号（平成22年海上保安庁告示第94号）及び進路表示信号（平成7年海上保安庁告示第35号）	1	2代・1	第1区の係留施設に向かって航行する。
	2E	2代・2・E	第2区の万代ふ頭正面岸壁から若松ふ頭岸壁に至る間の係留施設に向かって航行する。
	2W	2代・2・W	第2区の弁天A岸壁から函館どつく第4岸壁に至る間の係留施設に向かって航行する。
	3	2代・3	第3区の係留施設に向かって航行する。
	4N	2代・4・N	第4区のコスモ石油栈橋ドルフィンから港町係船くいに至る間の係留施設に向かって航行する。
	4S	2代・4・S	第4区の港町ふ頭から北ふ頭に至る間の係留施設に向かって航行する。

10 **航路制限** 引火性危険物積載タンカーの引火による事故を防止するため、一般船舶は、港内に停泊中の同タンカー（タンク船を含む）から30m以内の海面に立ち入ることが禁止されている。なお、同タンカーは、港内停泊中、夜間においても容易に視認しうる「引火性危険物積載中」の垂れ幕を掲げている。

錨地 検疫錨地は、第6区にある。危険物積載船は第4区～第6区に錨泊しなければならない。

第3、5区の錨地の状況は、次表のとおりである。

港 区	錨 地 の 概 要
3	第2航路の東側は、底質泥で錨かきはあまり良くないという。北西風の強吹時に走錨した船舶がある。
5	シーバース、係船浮標及び海底管があり、また、航路筋に当たるため錨泊余地が限定される。

港湾施設

名 称	概 位	長 さ (m)	水 深 (約m)	係船能力 (D/W×隻)	備 考	
港町ふ頭 A 岸壁	41° 47.9' N 140° 42.8' E	280	14	50,000×1		
港町ふ頭 B 岸壁	41° 48.1' N 140° 42.7' E	240	12	30,000×1		
北ふ頭	A 岸壁	41° 47.9' N 140° 43.1' E	51	3.5	700×1	
	B 岸壁	41° 47.8' N 140° 43.2' E	330	4.5~5	2,000×3	
	北側岸壁	41° 47.7' N 140° 43.2' E	130	5~6	5,000×1	
	南側岸壁	41° 47.6' N 140° 43.2' E	90	4.5	2,000×1	
万代ふ頭	北側第1岸壁	41° 47.3' N 140° 43.5' E	130	7.5	5,000×1	
	北側第2岸壁	41° 47.3' N 140° 43.6' E	90	3~5.5	2,000×1	
	正面岸壁	41° 47.2' N 140° 43.4' E	185	9~10	15,000×1	
	南側第1岸壁	41° 47.2' N 140° 43.5' E	130	7.5	5,000×1	
	南側第2岸壁	41° 47.2' N 140° 43.6' E	90	2~6	2,000×1	
海岸町船だまり岸壁	2号船だまり第1岸壁	41° 46.8' N 140° 43.5' E	70	5	1,000×1	
	2号船だまり第2岸壁	41° 46.7' N 140° 43.5' E	200	4.5	50t×5	
	4号船だまり第1岸壁	41° 46.8' N 140° 43.4' E	210	5	100t×4	
	4号船だまり第2岸壁	41° 46.7' N 140° 43.4' E	150	5	100t×3	
	4号船だまり第3岸壁	41° 46.8' N 140° 43.4' E	210	5	100t×4	
	4号船だまり南側岸壁	41° 46.6' N 140° 43.4' E	190	6.5	500t×2	
4号船だまり正面岸壁	41° 46.7' N 140° 43.3' E	270	6.5	500t×4		

中央 ふ頭	北側第1岸壁	41° 47.0' N 140° 43.4' E	171	7.5~8	10,000×1	正面岸壁に 接続
	北側第2岸壁	41° 47.0' N 140° 43.5' E	165	7.5~8	10,000×1	合同庁舎並 びの位置
	北側第3岸壁	41° 47.1' N 140° 43.6' E	90	2.5~5.5	3,000×1	陸側E・M 荷役設備あり
	正面岸壁	41° 47.0' N 140° 43.3' E	133	7~7.5	1,000×1	
	南側岸壁	41° 46.9' N 140° 43.4' E	133	7~8	7,000×1	
若松ふ頭岸壁		41° 46.4' N 140° 43.3' E	360	9	90,000t×1	
豊川ふ頭岸壁		41° 46.2' N 140° 43.2' E	530	4~5	1,000×7	
西 ふ 頭	D区岸壁	41° 46.4' N 140° 42.7' E	140	3	1,000×2	
	E区岸壁	41° 46.5' N 140° 42.7' E	165	9	10,000×1	
	F区岸壁	41° 46.5' N 140° 42.6' E	105	6.5	3,000×1	

最大入港船舶 2023年5月9日、客船 MSC ベリッシマ (171,598 t、喫水 8.7m) が函館どつく(株)に入渠港した。

5 **台風・津波対策** 台風・津波等による海難事故を防止するため、渡島及び檜山地区台風・津波等対策協議会が設置されており、在港船舶などに対し、情報の伝達及び警戒体制・避難・入港制限の勧告・解除等の災害防止措置を指導している（問合わせ先：函館海上保安部 TEL 0138-42-5658）。

海事関係官公署

官公署名	連絡先	官公署名	連絡先
函館海上保安部（港長）	0138-42-5658	横浜植物防疫所札幌支所 函館出張所	0138-42-6671
函館税関（本関）	税関相談官 0138-40-4261	札幌出入国在留管理局 函館出張所	0138-41-6922
北海道運輸局函館運輸支局	0138-49-9901	函館市港湾空港部 ふ頭管理事務所	0138-41-3543
小樽検疫所函館出張所	函館空港出張所へ連絡 0138-59-0248		

10 **引船** 大型船用の引船がある。

通船 通船があり、第2区の海岸町船だまりから発着する。

補給 給油船による補給ができる。

修理施設

造船所名	電話番号	造船所名	電話番号
函館どつく(株)	0138-22-3111	函東工業(株)	0138-42-1256

廃油処理施設

事業者名	申込先	利用時間	処理する廃油の種類	
			廃重質油	廃軽質油
(株)テクノ	0133-64-5222	0830~1800	ビルジ、水バラスト、タンク洗浄水、コレクトオイル、スロップオイル、スラッジ	ビルジ、水バラスト、タンク洗浄水、コレクトオイル、スロップオイル、スラッジ

針路法 航路は大黒島の西北西方から東方に港内の日本製鉄ふ頭西方沖まで伸びている。

港内には、**導灯が日本製鉄ふ頭に4対、日通ふ頭に1対、導標が中央ふ頭に1対、本輪西ふ頭に2対**が設置されており、入港着岸に際してはこれらを利用するとよい。

航泊制限 石油類の引火による事故防止のため、一般船舶は港内に停泊中の引火性危険物積載タンカー（タンク船を含む）から30m以内の海面に立ち入ることが禁止されている。なお、同タンカー（タンク船を含む）は、港内停泊中、夜間においても容易に視認しうる「引火性危険物積載中」の垂れ幕等を掲げている。（平成30年1月31日港長公示第2号）

錨泊禁止 室蘭港第4号灯標付近から中央ふ頭に至る第1区の中央部に錨泊禁止区域がある。（平成30年1月31日港長公示第1号）

10 **錨地** 検疫錨地はポロシレト岬（42° 22.4' N 140° 54.9' E）の西南西方約1.8Mにあるが、養殖施設が近くにあるので注意を要する。原則として危険物積載船は第3区北側に停泊場所が指定される。港域内外の底質は概ね砂で、錨かきは比較的良好である。

港内は泊地が狭く危険物積載船舶も多いため、港内停泊船舶は、気象通報を必ず聴取して荒天当直を実施するなど、事故を未然に防止できるよう保船に十分留意することが必要である。

15 低気圧の通過後、東寄りの風が西寄りの強風に急変することが多いので、風向が南東（又は北東）から更に右転（又は左転）したならば、速やかに西～北西の風に備えて投錨し直すこと。

港湾施設

名 称	概 位	長 さ (m)	水 深 (約m)	係船能力 (D/W×隻)	備 考	
崎 守 ふ 頭	1号岸壁	42° 22.2' N 140° 55.1' E	185	10	15,000×1	
	2号岸壁	42° 22.2' N 140° 55.2' E	185	10	15,000×1	
	3号岸壁	42° 22.1' N 140° 55.4' E	185	10	15,000×1	
	4号岸壁	42° 22.1' N 140° 55.5' E	240	12	30,000×1	
	5号岸壁	42° 22.0' N 140° 55.7' E	240	12	30,000×1	
	6号岸壁	42° 21.9' N 140° 55.8' E	280	14	50,000×1	
	7号岸壁	42° 21.9' N 140° 56.0' E	206	10	15,000×1	
	係船くい	42° 21.8' N 140° 56.1' E	25	10	15,000×1	
祝 津 ふ 頭	内航岸壁	42° 20.8' N 140° 56.8' E	200	6	3,000×2	クレーン
	1号岸壁	42° 20.8' N 140° 56.7' E	200	10~12.5	15,000×1	クレーン
	2号岸壁	42° 20.8' N 140° 56.6' E	185	12.5	15,000×1	
西1号ふ頭1・2号岸壁		42° 20.2' N 140° 57.9' E	256	7	5,000×2	
西1号ふ頭3号岸壁		42° 20.3' N 140° 57.9' E	211	2.5	—	護岸
西1号ふ頭4・5号岸壁		42° 20.2' N 140° 57.8' E	333	2.5~4.5	2,000×4	
西 2 号 ふ 頭	1・2号岸壁	42° 20.1' N 140° 58.1' E	360	7.5~10	10,000×1 15,000×1	
	3号岸壁	42° 20.2' N 140° 58.1' E	150	6	5,000×1	
	4・5号岸壁	42° 20.1' N 140° 58.0' E	257	6.5	5,000×2	
	6号岸壁	42° 20.1' N 140° 57.9' E	130	3.5	700×2	
西 3 号 ふ 頭	A岸壁	42° 19.9' N 140° 58.2' E	100	5.5	2,000×1	1号岸壁東隣
	B岸壁	42° 19.8' N 140° 58.3' E	100	5.5	2,000×1	A岸壁南側
	1号岸壁	42° 19.9' N 140° 58.2' E	125	4~7	5,000×1	
	2号岸壁	42° 20.0' N 140° 58.2' E	185	8.5	10,000×1	
	3号岸壁	42° 20.1' N 140° 58.2' E	135	7.5	5,000×1	
	4号岸壁	42° 20.0' N 140° 58.1' E	195	9~10	10,000×1	
5号岸壁		42° 20.0' N 140° 58.0' E	150	4.5	700×2	

中央 ふ 頭	旅客船岸壁	42° 19.5' N 140° 58.3' E	271	9	20,000×1	中央ふ頭東側
	3号岸壁	42° 19.6' N 140° 58.3' E	125	6.8~7.5	4,000×1	
	4・5号岸壁	42° 19.6' N 140° 58.3' E	198	4~6	2,000×1 4,000×1	
	6号岸壁	42° 19.5' N 140° 58.3' E	—	4	—	物揚場
	入江耐震岸壁	42° 19.5' N 140° 58.6' E	233	8	6,000×1	耐震岸壁

上表のほか、各会社専用の係船施設がある。

架空線 本輪西ふ頭と中卯ふ頭との間に架空線(高さ約14m)がある。

5 **架橋** 南防波堤基部南側から北防波堤基部北側に至る白鳥大橋(高さ53m、橋梁灯がある。夜間はライトアップされる)がある。

最大入港船舶 2016年6月24日、旅客船QUANTUM OF THE SEAS(168,666t、喫水8.5m)が崎守ふ頭6号岸壁に着岸した。

10 **台風・津波対策** 台風・津波等による海難事故を防止するため、室蘭海上交通安全協議会 津波・台風等対策分科会が設置されており、在港船舶などに対し、情報の伝達及び警戒体制・避難・入港制限の勧告・解除等の災害防止措置を指導している(問い合わせ先:室蘭海上保安部)。

海事関係官公署

官公署名	連絡先	官公署名	連絡先
室蘭海上保安部(港長)	0143-23-3133	横浜植物防疫所札幌支所 室蘭・苫小牧出張所	0144-33-2913
函館税関室蘭税関支署	0143-22-7201	札幌出入国在留管理局 千歳苫小牧出張所苫小牧分室	0144-32-9012
北海道運輸局 室蘭運輸支局入江町庁舎	0143-23-5001	室蘭市港湾部 港湾管理課	0143-22-3191
小樽検疫所室蘭出張所	千歳空港検疫所支所へ 連絡 0123-45-7007		

引船 引船がある。

通船 通船があり、中央ふ頭の海岸町物揚場から発着する。

15 **補給** 給水船と給油船による補給ができる。

修理施設

造船所名	電話番号
函館どつく(株)	0143-27-1251

廃油処理施設

事業者名	申込先	利用時間	処理する廃油の種類	
			廃重質油	廃軽質油
(株)テクノ	0133-64-5222	0830~1800	ビルジ、水バラスト、タンク洗浄水、コレクトオイル、スロップオイル、スラッジ	ビルジ、水バラスト、タンク洗浄水、コレクトオイル、スロップオイル、スラッジ
毛笠コンクリート(株)	0144-87-3255	0800~1700	ビルジ、スラッジ、コレクトオイル	ビルジ、スラッジ、コレクトオイル

潮汐 この港における平均高高潮は1.3m、平均低低潮は0.3m、平均水面は0.88mである。

潮流 潮流は港内外ともに弱く、流速は最大0.3kn程度であるが、港内と港外では流況を異にする。

目標

地物名	概位	備考
著屋	42° 37.8' N 141° 37.4' E	苫小牧信号所、建物の屋上に鉄塔（高さ約40m）がある。
煙突	42° 38.1' N 141° 39.3' E	高さ161m、赤白塗やぐら形で赤灯を点ずる。港を識別する好目標
煙突	42° 38.3' N 141° 39.5' E	高さ176m、赤白塗、4本集合型、港を識別する好目標。発電所構内。この煙突の西南西方約240mにも煙突（高さ106m）がある。
2鉄塔	42° 38.9' N 141° 40.4' E	高さ各104m、各赤白塗で2基に赤灯を点ずる。第1区奥部に向かう際の目標になる。高さ55mの送電線がある。
2大煙突	42° 36.7' N 141° 48.4' E	高さ204mと174m、各水色、2本とも頂部及び中間部にそれぞれ白色閃光灯4個設置（東西南北の各面に1個ずつ計4個）、港を識別する好目標

5 **通信** 船舶と港長との間で、「ほっかいどうほあん」を介しVHF無線電話による港務通信ができる。

呼出名称	周波数(呼出・応答/通信)	運用時間	連絡先
ほっかいどうほあん HOKKAIDO COAST GUARD RADIO	ch16/12	常時	苫小牧海上保安署

水先 苫小牧水先区水先人会に要請する。（第1編 総記 第6章 水先、14ページ参照）

入港上の注意 苫小牧港は、旅客及び貨物フェリーのほか、内航定期船等が多数就航しており、西港区（西港）においては、500t以上の船舶に対し管制信号を行っている。早朝及び夕方には出入港船が集中する傾向にあり、対象船舶以外であっても錨泊、入港、出港前に信号所に通報することを指導している。

特に春先から夏季にかけては濃霧の発生が多く、狭視界時においては、苫小牧海上交通安全協議会の船舶の安全運航確保のための合意事項により入出港に制限がかかる場合がある。

針路法

1 苫小牧港西港区（西港）に入港する場合は、東防波堤西方にある幅約300m、水深約14mの水路を通過して港内に至る。港内において水路は、2灯浮標によって示されているが、水路を外れると急に浅くなる所がある。特に防波堤付近において南から南南西の風波が大きい時は、針路を保持するにあたって十分に注意する必要がある。

2 苫小牧港東港区（東港）に入港する場合は、掘り下げ水路（水深14～17.5m）の中央を示す導標（2標一線059°）及び北海道石油共同備蓄棧橋への水路を示す**導標**（2標一線082.7°）並びに中央ふ頭への水路を示す導灯（2灯一線012.3°）が設置されているので、これらを利用することができる。

港則 港則法施行規則第11条の規定による進路の表示

条 文	進路を示す記号	信 号	信 文
船舶自動識別装置の目的地に関する記号（平成22年海上保安庁告示第94号）及び進路表示信号（平成7年海上保安庁告示第35号）	C	2代・C	第1区の開発フェリーふ頭から中央北ふ頭2号岸壁に至る間の係留施設に向かって航行する。
	N	2代・N	第1区の中央北ふ頭3号岸壁から丸一鋼管岸壁に至る間の係留施設に向かって航行する。
	E	2代・E	第1区の勇払ふ頭から中央南ふ頭西岸壁に至る間の係留施設に向かって航行する。
	S	2代・S	第1区のホクレン用栈橋から苫小牧ふ頭に至る間の係留施設に向かって航行する。
	2E	2代・2・E	第2区の入船ふ頭から北ふ頭に至る間の係留施設に向かって航行する。
	2W	2代・2・W	第2区の西ふ頭又は南ふ頭の係留施設に向かって航行する。

信号 苫小牧信号所（42° 37.8' N 141° 37.4' E）及び勇払信号所（42° 39.0' N 141° 40.3' E）で、航行管制信号を行っている。苫小牧水路及び勇払水路を航行する一定の船舶は、次表のとおり各信号所で行う信号に従って航行しなければならない。

5

水 路 名	信号の方法	信 号 の 意 味
苫小牧水路 （中央南ふ頭西岸壁西端から353度に陸岸まで引いた線以西の第1区及び第2区）	Iの点滅	入航船は、入航可 500 t以上の出航船は、運航を停止して待機 500 t未満の出航船は、出航可
	Oの点滅	出航船は、出航可 500 t以上の入航船は水路外において出航船の進路を避けて待機 500 t未満の入航船は、入航可
	Fの点滅	500 t以上の入航船は、水路外において出航船の進路を避けて待機 500 t以上の出航船は、運航を停止して待機 500 t未満の入出航船、入出航可
	Xの点灯	港長の指示船以外は、入出航禁止
勇払水路 （苫小牧水路を除いた第1区）	Iの点滅	入航船は、入航可 500 t以上の出航船は、運航を停止して待機 500 t未満の出航船は、出航可
	Oの点滅	出航船は、出航可 500 t以上の入航船は、運航を停止して待機 500 t未満の入航船は、入航可
	Fの点滅	500 t以上の入出航船は、運航を停止して待機 500 t未満の入出航船は、入出航可
	Xの点灯	港長の指示船以外は、入出航禁止

10

15

錨地 検疫錨地は第3区の港界付近(42° 36.4' N 141° 36.0' E)にあり、危険物積載船は第4区に錨泊しなければならない。

港湾施設

名称	概位	長さ(m)	水深(約m)	係船能力(D/W×隻)	備考	
北ふ頭1・2号岸壁	42° 38.5' N 141° 37.3' E	延長 260	7~7.5	5,000×2		
北ふ頭3・4号岸壁	42° 38.6' N 141° 37.5' E	延長 180	4.5	2,000×2		
東ふ頭3~6号岸壁	42° 38.5' N 141° 37.6' E	延長 571	7~9	10,000×4		
西ふ頭1~3号岸壁	42° 38.3' N 141° 37.4' E	延長 660	8~9	10,000×4		
南ふ頭1・2号岸壁	42° 38.0' N 141° 37.5' E	延長 370	10	15,000×2		
南ふ頭3号岸壁	42° 37.9' N 141° 37.5' E	195	11	20,000×1		
入船ふ頭岸壁	42° 38.3' N 141° 37.7' E	延長 330	14	40,000×1	クレーン	
晴海ふ頭	1号岸壁	42° 38.6' N 141° 39.2' E	240	12	30,000×1	
	2号岸壁	42° 38.5' N 141° 39.1' E	240	12	30,000×1	
	3号岸壁	42° 38.5' N 141° 38.9' E	170	10	10,000×1	
中央北ふ頭	1号岸壁	42° 38.7' N 141° 39.6' E	206	10	15,000×1	
	2号岸壁	42° 38.8' N 141° 39.8' E	260	12	30,000×1	
	3号岸壁	42° 38.8' N 141° 39.9' E	256	11.5~12.5	30,000×1	
	4~6号岸壁	42° 38.9' N 141° 40.2' E	延長 349	7.5	5,000×3	
中央南ふ頭	西岸壁	42° 38.6' N 141° 40.0' E	165	9	10,000×1	
	1号岸壁	42° 38.6' N 141° 40.2' E	240	12	30,000×1	クレーン
	2号岸壁	42° 38.6' N 141° 40.3' E	240	12	30,000×1	
	3号岸壁	42° 38.7' N 141° 40.4' E	130	7~8	5,000×1	
勇払ふ頭	1号岸壁	42° 39.0' N 141° 41.5' E	280	12	30,000×1	
	2号岸壁	42° 39.1' N 141° 41.7' E	185	10	15,000×1	
	3・4号岸壁	42° 39.1' N 141° 41.9' E	延長 260	7.5	5,000×2	
	5号岸壁	42° 39.3' N 141° 41.8' E	240	12	30,000×1	
	6号岸壁	42° 39.4' N 141° 41.8' E	165	9	10,000×1	
中央ふ頭2号岸壁	42° 36.5' N 141° 46.9' E	360	14	30,000×1		
中央ふ頭3号岸壁	42° 36.7' N 141° 47.0' E	360	14	50,000×1		
周文ふ頭2号岸壁	42° 36.7' N 141° 49.2' E	240	12	30,000×1		

上表のほか、西港区(西港)及び東港区(東港)とも各会社専用の係船施設が多数ある。

5

架空線 中央北ふ頭4号岸壁の東側から苫小牧ケミカル岸壁へ、水路を横断する架空線(高さ55m)がある。

最大入港船舶

- 西港区(西港)内 2011年8月28日、客船 飛鳥II(50,142t、喫水8.1m)が入船ふ頭岸壁に着岸した。
2015年2月11日、タンカーC. INNOVATOR(164,533t、喫水20.5m)が出光北海道シーバースに着岸した。
- 東港区(東港)内 2015年7月19日、タンカーTSURUGA(160,068t、喫水14.4m)が北海道石油共同備蓄棧橋に着岸した。

15

台風・津波対策 台風・津波等による海難事故を防止するため、苫小牧海上交通安全協議会 苫小牧港地震・津波・台風等対策委員会が設置されており、在港船舶などに対し、情報の伝達及び警戒体制・避難・

入港制限の勧告・解除等の災害防止措置を指導している（問合わせ先：苫小牧海上保安署 TEL 0144-33-0118）

海事関係官公署

官公署名	連絡先	官公署名	連絡先
苫小牧海上保安署（港長）	0144-33-0118	動物検疫所 北海道・東北支所	（新千歳空港国際線ターミナルビル内） 0123-24-6080
函館税関苫小牧税関支署	0144-34-1953	横浜植物防疫所札幌支所 室蘭・苫小牧出張所	0144-33-2913
北海道運輸局 室蘭運輸支局 苫小牧海事事務所	0144-32-5901	札幌出入国在留管理局 千歳苫小牧出張所苫小牧分室	0144-32-9012
小樽検疫所苫小牧出張所	千歳空港検疫所支所 へ連絡 0123-45-7007	苫小牧港管理組合	0144-34-5551

引船 引船がある。

5 **通船** 第2区から通船が発着する。

補給 清水及び燃料油の補給ができる。給油船がある。

廃油処理施設

事業者名	申込先	利用時間	処理する廃油の種類	
			廃重質油	廃軽質油
環境開発工業	011-373-2728	0800～1730	ビルジ、水バラスト、コレクトオイル、スラッジ	
(株) テクノ	0133-64-5222	0830～1800	ビルジ、水バラスト、タンク洗浄水、コレクトオイル、スロップオイル、スラッジ	ビルジ、水バラスト、タンク洗浄水、コレクトオイル、スロップオイル、スラッジ
毛笠コンクリート(株)	0144-87-3255	0800～1700	ビルジ、スラッジ、コレクトオイル	ビルジ、スラッジ、コレクトオイル

医療施設

名称	電話番号	名称	電話番号
苫小牧市立病院	0144-33-3131	王子総合病院	0144-32-8111
苫小牧日翔病院	0144-72-7000		

10

海上交通 八戸港、秋田船川港（秋田区）、仙台塩釜港（仙台区）、新潟港、敦賀港、大洗港及び名古屋港との間にカーフェリー便がある。

苫小牧港～三石漁港（海図W1030）

15 **概要** この約40M間の海岸は出入が少なく、その中間には利用できる港湾はない。

苫小牧港～門別鼻の約14M間の海岸は、砂浜である。

門別鼻～三石漁港の約25M間の海岸は、概ね幅の狭い砂浜である。この沿岸には所々に險礁（厚別鼻の南南東方約2.2M、トド岩等）が点在し、20m等深線のすぐ内側（静内川河口の南方約1.6M、浅所等）に存在する。

20 なお、門別鼻（42° 28.2' N 142° 04.7' E）沖合には、距岸4M付近まで定置網が設置されているので、特に苫小牧港から沿岸航行する船舶は、注意が必要である。

目標

地物名	概位	備考
無線塔	42° 10.4' N 142° 46.3' E	赤白塗、頂部及び中央部に各2赤灯を点じ、夜間目標になる。昼間は目立たない。
著屋	42° 09.9' N 142° 46.5' E	スポーツセンター
著屋	42° 09.8' N 142° 46.4' E	漁業協同組合、白色

針路法 浦河港南防波堤灯台の北西方1.2M付近から南南西方に約1.5M延びる2定置網を避けるため、沖合2.5M付近から浦河灯台を030°に見て接近し、南防波堤西端部を右に見て向かう。接近後、右回頭して南防波堤沿いに入港する。なお、南防波堤西端から西方約500mに西島防波堤が建設中である。

錨地 港内外とも錨かきが悪く、錨泊する船舶はほとんどいない。

港湾施設

名称	概位	長さ(m)	水深(約m)	係船能力(D/W×隻)	備考	
築地1号岸壁	42° 10.0' N 142° 46.0' E	130	7	5,000×1	南側	
築地2号岸壁		129	7	5,000×1	北側	
北ふ頭	42° 10.0' N 142° 46.2' E	-5.5m岸壁	180	4	2,000×1	西側
		-4.5m岸壁	60	4.5	500×1	東側
第1物揚場	42° 10.0' N 142° 46.3' E	215	3	500×1		
中央ふ頭	42° 09.9' N 142° 46.3' E	-4.5m岸壁	160	4	700×1	北、西側
		-3.5m岸壁	101	4	50×1	南側
第2物揚場	42° 09.8' N 142° 46.4' E	185	4	150×1		
南岸壁	42° 09.7' N 142° 46.2' E	89	4	2,000×1		

上表のほか、北ふ頭岸壁の西隣に物揚場（長さ100m、水深2.5m）、第2物揚場南側の港奥に物揚場（長さ合計450m、水深2.5m）、南岸壁の西隣に物揚場（長さ198m、水深2.5m）がある。

10

台風・津波対策 台風・津波等による海難事故を防止するため、浦河港・様似港・えりも港台風・津波等対策協議会が設置されており、在港船舶などに対し、情報の伝達及び警戒体制・避難・入港制限の勧告・解除等の災害防止措置を指導している（問合わせ先：浦河海上保安署）。

海事関係官公署

官公署名	連絡先	官公署名	連絡先
浦河海上保安署	0146-22-9118	浦河町産業課	0146-26-9016

15

補給 清水及び氷の補給ができる。給油船による給油ができる。

修理施設 上架能力100tの船架がある。

廃油処理施設

事業者名	申込先	利用時間	処理する廃油の種類	
			廃重質油	廃軽質油
(株)テクノ	0133-64-5222	0830~1800	ビルジ、水バラスト、タンク洗浄水、コレクトオイル、スロップオイル、スラッジ	ビルジ、水バラスト、タンク洗浄水、コレクトオイル、スロップオイル、スラッジ

医療施設

名 称	電 話 番 号
浦河赤十字病院	0146-22-5111

様似《サマニ》港 (42° 08' N 142° 55' E) (海図W30) (JP SAM)



(2017年8月撮影)

5

港種 港則法適用港

概要 浦河港の東南東方約7M、エンルム岬の西側にある港である。漁船のほか、鉱石積取船が毎月数回入港する。エンルム岬は岩棚に囲まれている。

潮汐 この港における平均高高潮は1.3m、平均低低潮は0.4m、平均水面は0.89mである。

10

目標

地物名	概 位	備 考
ソビラ岩	42° 07.6' N 142° 54.8' E	高さ35m
親子岩	42° 07.7' N 142° 54.2' E	3岩から成り、最高岩は高さ33m
観音山	42° 07.9' N 142° 54.9' E	高さ101m、山頂付近に展望台がある。

錨地 エンルム岬の東側は水深5m前後、底質細砂で、船艇が西風を避けるのには好適であるが、南東風時にはうねりが大きくなる。

港湾施設

名 称	概 位	長 さ (m)	水 深 (約m)	係船能力 (D/W×隻)	備 考
-3.5m岸壁	42° 07.6' N 142° 54.8' E	160	2.5~3	-	魚市場がある。現在長さ60m、幅20mの岸壁を築造工事中。
-4m岸壁	42° 07.7' N 142° 55.0' E	148	2.5~3	-	
-5m岸壁	42° 07.6' N 142° 55.1' E	80	3~4	-	中央部北防波堤東側
-4.5m岸壁	42° 07.6' N 142° 55.2' E	150	3	-	
-6m岸壁	42° 07.5' N 142° 54.7' E	100	6	-	ソビラ岩南側

15

台風・津波対策 台風・津波等による海難事故を防止するため、浦河港・様似港・えりも港台風・津波等対策協議会が設置されており、在港船舶などに対し、情報の伝達及び警戒体制・避難・入港制限の勧告・解

第3ふ頭	第1岸壁	42° 17.8' N 143° 19.4' E	90	4~5.5	2,000×1	
	第2・3岸壁	42° 17.8' N 143° 19.5' E	260	7.5	5,000×2	
	第4岸壁	42° 17.9' N 143° 19.7' E	185	10	15,000×1	
	第5岸壁	42° 17.9' N 143° 19.6' E	130	7.5~10	5,000×1	
	第6岸壁	42° 17.9' N 143° 19.5' E	90	5.5	2,000×1	耐震岸壁
	第7・8岸壁	42° 18.0' N 143° 19.5' E	180	5.5	2,000×2	
第4ふ頭	第1岸壁	42° 18.1' N 143° 19.6' E	240	8	10,000×1	
	第2岸壁	42° 18.0' N 143° 19.8' E	240	12	30,000×1	
	第3岸壁	42° 18.1' N 143° 19.9' E	260	13	40,000×1	
漁業ふ頭		42° 17.3' N 143° 19.3' E	130	2	500t×2	

最大入港船舶 2015年5月22日、貨物船PRABHU SHAKIT (83,690D/W、喫水10.9m)が第4ふ頭第3岸壁に着岸した。

台風・津波対策 台風・津波等による海難事故を防止するため、十勝管内台風・津波等対策協議会が設置されており、在港船舶などに対し、情報の伝達及び警戒体制・避難・入港制限の勧告・解除等の災害防止措置を指導している（問合わせ先：広尾海上保安署）。

海事関係官公署

官公署名	連絡先	官公署名	連絡先
広尾海上保安署	01558-2-0118	広尾町港湾課	01558-2-0185
函館税関釧路税関支署十勝出張所	01558-2-0406		

引船 引船がある。

補給 清水及び燃料油の補給ができる。給油船がある。

廃油処理施設

事業者名	申込先	利用時間	処理する廃油の種類	
			廃重質油	廃軽質油
(株)テクノ	0133-64-5222	0830~1800	ビルジ、水バラスト、タンク洗浄水、コレクトオイル、スロップオイル、スラッジ	ビルジ、水バラスト、タンク洗浄水、コレクトオイル、スロップオイル、スラッジ
(有)十勝リサイクル	0155-68-3547	0800~1700	ビルジ、コレクトオイル、スロップオイル、スラッジ	ビルジ、コレクトオイル、スロップオイル、スラッジ

医療施設

名称	電話番号
広尾町国民健康保険病院	01558-2-3111

15

十勝港～釧路港（海図W1032）

概要 この約60M間の海岸は、弓形の一連の砂浜で砂丘が発達している。この背後は台地が連なり、陸側15km以内には高さ400m以上の山はない。十勝川（42° 42' N 143° 40' E）その他の河川は、屈曲して

灯標が設置されている。)が最も多いが、強い低気圧により、南寄りの強風がある場合、走錨により大楽毛海岸に乗揚げる例もみられる。

錨泊上の注意 港の形状により、西又は南寄りの強風時、走錨による乗揚げ事故が発生している。このため、釧路海上保安部では、風速 15m/s 以上の西又は南寄りの風が連吹した場合、「走錨注意情報」を発表し注意を呼び掛けている。

錨地 検疫錨地は航路入口の南西方 (42° 58.4' N 144° 20.4' E) にあり、危険物積載船は外港に錨泊しなければならない。

東区第2区及び第3区は、底質概ね泥で、錨かきは良い。

第3区よりも第2区のほうが良く、釧路港東区北防波堤南灯台を 230° 約 600m に見る水深 9m 前後で底質泥の所が最も良い。外港は濃霧の際の仮泊地として適している。なお、その際に知人鼻の西南西方約 1.5M の海底波高計及び海底線 (電力) に注意が必要である。

港湾施設

西 区

名 称		概 位	長さ (m)	水 深 (約m)	係船能力 (D/W×隻)	備 考	
第1区	第1石油栈橋 1~4号	42° 59.7' N 144° 20.7' E	520	5.5~7.5	5,000×4	ドルフィン	
	第1ふ頭	東側岸壁 1号	42° 59.8' N 144° 20.6' E	90	5	2,000×1	
		東側岸壁 2・3号	42° 59.7' N 144° 20.5' E	330	6.5~9	10,000×2	
第2区	第1ふ頭	南側岸壁 4号	42° 59.6' N 144° 20.4' E	240	11	30,000×1	
		西側岸壁 5号	42° 59.7' N 144° 20.3' E	185	9.5	15,000×1	
		西側岸壁 6・7号	42° 59.8' N 144° 20.4' E	330	9	10,000×2	
		物揚場	43° 00.0' N 144° 20.3' E	316	4以下	—	
	第2ふ頭	東側岸壁 8号	42° 59.9' N 144° 20.2' E	90	5.5	2,000×1	
		東側岸壁 9号	42° 59.9' N 144° 20.2' E	130	7.5	5,000×1	
		東側岸壁 10号	42° 59.8' N 144° 20.1' E	185	10	15,000×1	
		バルク 1号栈橋	42° 59.7' N 144° 19.9' E	300	14	85,000×1	
		バルク 2号栈橋	42° 59.7' N 144° 19.9' E	170	—	12,000×1	
		南側岸壁 11・12号	42° 59.8' N 144° 19.9' E	480	11~12.5	30,000×2	クレーン
		西側岸壁 13号	42° 59.8' N 144° 19.8' E	165	9	10,000×1	
		西側岸壁 14号	42° 59.9' N 144° 19.8' E	130	7.5	5,000×1	
		物揚場	43° 00.0' N 144° 19.8' E	125	3~4	—	
		直線部物揚場	43° 00.0' N 144° 19.8' E	205	4	—	
	第3ふ頭	東側物揚場	43° 00.0' N 144° 19.7' E	100	4	—	
		東側岸壁 15号	43° 00.0' N 144° 19.7' E	90	5.5	2,000×1	
		東側岸壁 16・17号	42° 59.9' N 144° 19.6' E	260	7.5	5,000×2	
		南側岸壁 18号	42° 59.8' N 144° 19.5' E	240	11~12	30,000×1	コンテナ クレーン
西側岸壁 19号		42° 59.9' N 144° 19.4' E	240	12	30,000×1		
西側岸壁 20号		43° 00.0' N 144° 19.4' E	185	10	—		
第4ふ頭	東側岸壁 21号	43° 00.0' N 144° 19.2' E	170	10	12,000×1		
	東側岸壁 22号	42° 59.9' N 144° 19.2' E	240	12	30,000×1		
	南側岸壁 23号	42° 59.8' N 144° 19.0' E	282	14	50,000×1	クレーン	

東 区

名 称		概 位	長さ (m)	水深 (約m)	係船能力 (D/W×隻)	備 考	
第1区	入舟 物揚場岸壁	42° 58.8' N 144° 22.7' E	280	3~5	—		
	入舟(B)-6.0m岸壁	42° 58.8' N 144° 22.9' E	165	4.5~6	2,000×3		
	大町岸壁	42° 58.8' N 144° 23.0' E	250	1~5	—		
	錦町岸壁	42° 58.9' N 144° 23.0' E	201	1~4	—		
	幸町岸壁	42° 58.9' N 144° 22.9' E	120	4.5~5	2,000×2		
第2区	中央 ふ頭	東側岸壁7号	42° 58.9' N 144° 22.7' E	370	7.5~9	10,000×1 (50,000t×1)	耐震旅 客船岸 壁
		東側岸壁4~6号	42° 58.9' N 144° 22.4' E	390	6~6.5	5,000×3	
		西側岸壁3号	42° 58.9' N 144° 22.2' E	180	8~9	15,000×1	
		西側岸壁1・2号	42° 59.0' N 144° 22.3' E	339	7~8	10,000×2	
	北 ふ頭	東側5・6号	42° 59.1' N 144° 22.2' E	155	4~6.5	6,000×1	
		南側岸壁 4号	42° 59.1' N 144° 22.1' E	126	7~8	3,000×1	
		西側岸壁1~3号	42° 59.2' N 144° 22.1' E	396	7~8	10,000×2	
		直線部-9.0m岸壁	42° 59.3' N 144° 22.1' E	150	7~7.5	6,000×1	
		直線部-8.1m岸壁	42° 59.3' N 144° 22.0' E	157	6.5~7	3,000×1	
		直線部-5.0m岸壁	42° 59.4' N 144° 22.0' E	56	3.5~4	—	
	漁 港 ふ頭	東側岸壁1~4号	42° 59.3' N 144° 21.9' E	424	7	500×6	
		南側岸壁1・2号	42° 59.2' N 144° 21.8' E	203	7~7.5	5,000×1	
		西側岸壁1~3号	42° 59.3' N 144° 21.7' E	322	7	500×5	
		北側-6.0m岸壁	42° 59.4' N 144° 21.7' E	150	5	349×2	
		北側-5.0m岸壁	42° 59.5' N 144° 21.7' E	172	4~5.5	200×3	
		副港A岸壁	42° 59.5' N 144° 21.7' E	300	5	—	魚市場が ある。
		副港B岸壁	42° 59.6' N 144° 21.8' E	250	5	200×4	
第3区	南 ふ頭	石炭ローダー岸壁	42° 58.3' N 144° 21.8' E	217	6~8	5,000×1	
		雑貨岸壁	42° 58.3' N 144° 21.9' E	91	5	2,000×1	
	南 新 ふ頭	南側ドルフィン	42° 58.4' N 144° 21.9' E	130	6	5,000×1	
		雑貨岸壁	42° 58.5' N 144° 22.0' E	130	5.5~6	5,000×1	
		西側ドルフィン	42° 58.5' N 144° 22.0' E	70	5	1,000×1	ふ頭東 側
		入舟-7.5m岸壁	42° 58.7' N 144° 22.4' E	130	6~7.5	5,000×1	
	入舟(A)-6.0m岸壁	42° 58.7' N 144° 22.5' E	260	5~6	2,000×2		

最大入港船舶 2014年6月4日、旅客船 DIAMOND PRINCESS (115,875 t、喫水 8.55m) が西区第4ふ頭に着岸した。

- 5 **台風・津波対策** 台風・津波等による海難事故を防止するため、釧路港安全対策協議会 台風・津波対策委員会が設置されており、在港船舶などに対し、情報の伝達及び警戒体制・避難・入港制限の勧告・解除等の災害防止措置を指導している（問合わせ先：釧路海上保安部）。

目標

地物名	概位	備考
宇登呂埼	44° 04.4' N 144° 59.3' E	埼上の三角岩（高さ約 38m）及びその南方の岩（高さ 57m）が顕著である。
著屋	44° 04.3' N 145° 00.0' E	漁業協同組合、白色

針路法 宇登呂埼の北東方約 1Mの陸岸から北西方へ約 1M延びる定置漁網を避け、宇登呂埼上の三角岩又は宇登呂港北防波堤灯台と宇登呂港島防波堤灯台を目標にして接近する。

- 5 **錨地** 北防波堤先端部付近に錨泊できるが、港外は潮流が強いので、錨泊の際は注意を要する。

港湾施設

名称	概位	長さ (m)	水深 (m)	係船能力 (D/W×隻)	備考
-3m岸壁	44° 04.4' N 144° 59.8' E	延長 200	3	—	現港地区
-4m岸壁	44° 04.4' N 144° 59.6' E	延長 221	4	—	現港地区
-4.5m岸壁	44° 04.3' N 144° 59.4' E	100	4.5	—	新港地区
-3m岸壁	44° 04.3' N 144° 59.4' E	100	3	—	新港地区
-3.5m岸壁	44° 04.2' N 144° 59.4' E	延長 334	3.5	—	新港地区
-5m岸壁	44° 04.2' N 144° 59.3' E	120	5	491t×2	新港地区

補給 現港地区の-4m岸壁で少量の清水、燃料油及び氷を補給できる。

医療施設

名称	電話番号
斜里町国民健康保険病院	0152-23-2102

10

海上交通 4～10月、知床半島を周遊する観光船（491t、19t）がある。

網走港 (44° 01' N 144° 17' E) (海図W29) (JP ABA)



(2017年9月撮影)

15

港種 港則法適用港、開港、検疫港、出入国港、植物防疫の港、重要港湾

概要 網走湾西部の網走川河口にある港湾で、5～9月は一般に平穏な日が多いが、東風の強い時には港内にうねりが侵入する。また、10～12月下旬にかけて北西風が強吹するときに港内の一部が氷結し、そ

海事関係官公署

官公署名	連絡先	官公署名	連絡先
網走海上保安署	0152-44-9118	小樽検疫所網走出張所	釧路出張所へ連絡 0154-23-3340
函館税関釧路税関支署 網走出張所	0152-43-5811	網走市建設港湾部港湾課	0152-44-6111 (代表)

引船 引船がある。

補給 清水及び燃料油の補給ができる。給油船がある。川筋物揚場でも清水と氷の補給ができる。

5 廃油処理施設

事業者名	申込先	利用時間	処理する廃油の種類	
			廃重質油	廃軽質油
(株) アシスト	0153-75-0811	0800～1800	ビルジ、水バラスト、タンク 洗浄水、コレクトオイル、ス ロップオイル、スラッジ	ビルジ、水バラスト、タンク 洗浄水、コレクトオイル、ス ロップオイル、スラッジ

医療施設

名 称	電話番号
JA 北海道厚生連 網走厚生病院	0152-43-3157

海上交通 1～4月の間、網走港周辺を周遊する観光~~砕氷~~船 (491 t、19 t) 2隻がある。

10

能取岬～ウェンヒラリ岬 (海図W1039)

概要 能取岬～ウェンヒラリ岬 (44° 21.9' N 143° 21.3' E) の約 41M間の海岸は砂浜で、その間に能取湖、サロマ湖、常呂《トコロ》川及び湧別川などがあり、開口している。

能取湖に能取漁港及びサロマ湖口にサロマ湖漁港がある。

10m等深線は、概ね距岸 0.5～1Mを走り、距岸 1M以遠に 10m以下の險礁はない。

15

この沿岸では、紋別港に 30,000D/W 級の船舶が着岸できる。

目標

地物名	概位	備考
附仔《ブシ》山	43° 58.9' N 144° 01.0' E	高さ 480m、付近で最も高く、北～北東方からよく見える。
イワケシ山	44° 02.7' N 143° 58.7' E	高さ 425m、各方向から見え好目標
幌岩山	44° 05.7' N 143° 50.3' E	高さ 376m、山頂が平らで、この付近では顕著
サロマ湖口	44° 10.9' N 143° 47.2' E	5M以内に接近すれば、レーダでよく分かる。
湧別川河口	44° 13.9' N 143° 37.3' E	沖合 10Mから河口の導流堤がレーダによく映る。河口に橋 (赤色) がある。
中山	44° 07.9' N 143° 35.6' E	高さ 360m、顕著な円すい形の山、北方からは背後に山岳と重なって見えにくい。
文《フミ》山	44° 09.6' N 143° 29.1' E	高さ 437m、馬のたてがみの形をした黒色の岩がけの尾根がある。山頂は東方から見れば平らであるが、北方から見れば鋭頂で顕著
紋別山	44° 20.6' N 143° 19.1' E	高さ 334m、頂が平らで全山に樹木が繁茂して黒く見える。頂上一帯に多数の無線塔があり、付近に展望台がある。中腹のスキー場は顕著
4無線塔	44° 20.6' N 143° 19.2' E	各高さ約 332m、パラボラアンテナ、頂部に赤灯を点ずる。昼夜とも紋別港に接近するときの好目標

錨地 通常、開発局紋別港第3防波堤灯台から240°400m付近の水深約7mの底質砂の所に錨泊する。

第1ふ頭及び第2ふ頭並びに第3ふ頭の北側に至る港内は狭隘で、また第1ふ頭前面海域には取水管も敷設されているので錨泊には適さない。防波堤外方の検疫錨地は、概ね錨かきが良い。

5 港湾施設

名称	概位	長さ (m)	水深 (約m)	係船能力 (D/W×隻)	備考
弁天西岸壁	44° 21.3' N 143° 21.6' E	190	2~3	700×2	
第2船だまり西物揚場	44° 21.0' N 143° 21.5' E	312			
第1ふ頭	東岸壁	44° 20.9' N 143° 21.7' E	6.5~7.5	5,000×1	
	南岸壁	44° 20.8' N 143° 21.6' E	5.5	2,000×1	
第2ふ頭	北岸壁	44° 20.8' N 143° 21.7' E	6	3,000×1	
	東岸壁	44° 20.7' N 143° 21.8' E	7.5	5,000×3	
	南岸壁	44° 20.5' N 143° 21.9' E	7.5	5,000×1	
	西物揚場	44° 20.8' N 143° 21.6' E	3~4	200t	
第3ふ頭	北岸壁	44° 20.4' N 143° 22.2' E	12	30,000×1	
	南岸壁	44° 20.3' N 143° 22.4' E	7.5	5,000×1	
港南岸壁	44° 20.2' N 143° 22.4' E	220	7.5	5,000×1	

最大入港船舶 2004年7月28日、客船 飛鳥 (28,856 t、喫水6.7m) が港南岸壁に着岸した。

台風・津波対策 台風・津波等による海難事故を防止するため、オホーツク海沿岸津波・台風等対策連絡会が設置されており、在港船舶などに対し、情報の伝達及び警戒体制・避難・入港制限の勧告・解除等の災害防止措置を指導している（問い合わせ先：紋別海上保安部 TEL 0158-23-5250）。

海事関係官公署

官公署名	連絡先	官公署名	連絡先
紋別海上保安部	0158-23-5250	小樽検疫所紋別出張所	旭川空港出張所へ連絡 0166-83-5180
函館税関 釧路税関支署紋別出張所	0158-23-3500	紋別市港湾管理事務所	0158-24-2828
札幌出入国在留管理局 旭川出張所	(所在地旭川市) 0166-38-6755		

引船 引船がある。

補給 清水及び燃料油の補給ができる。給油船がある。

15 廃油処理施設

事業者名	申込先	利用時間	処理する廃油の種類	
			廃重質油	廃軽質油
(株)アシスト	0153-75-0811	0800~1800	ビルジ、水バラスト、タンク洗淨水、コレクトオイル、スロップオイル、スラッジ	ビルジ、水バラスト、タンク洗淨水、コレクトオイル、スロップオイル、スラッジ

医療施設

名称	電話番号
広域紋別病院	0158-24-3111

海上交通 年間を通じて、紋別港周辺を周遊する観光船 (150 t、366 t) 2隻がある。

が高くなる。入港の際に横波を受けて漁船が転覆した例があるので、出入港には十分注意しなければならない。

地元漁船は、荒天の場合入港を取り止め、利尻島又は礼文島へ一時避泊して天候の回復を待つという。

錨地 検疫錨地は北副防波堤の北方(45° 25.7' N 141° 41.8' E)にある。

- 5 外港中央部付近に錨泊する大型船は、次の事項に注意を要する。
- 1 海底は一般にしま状に起伏した軟岩盤で、底質砂の所でもその堆積量が少ないため、強風時やうねりの大きいときには、走錨及び錨鎖切断の恐れがある。
 - 2 外港では北～北東風が吹くと、たちまち波浪が高くなり、その影響は内港にも及ぶ。
 - 3 冬季西風の連吹時には、強大なうねりが野寒布岬を回り内港までも侵入する。

10

港湾施設

名称		概位	長さ(m)	水深(約m)	係船能力(D/W×隻)	備考	
北ふ頭	けい係船岸壁	45° 25.2' N 141° 41.0' E	154	5.5~6	3,000t×1		
	南岸壁 A	45° 25.1' N 141° 40.9' E	135	5	2,000t×1	ふ頭東側	
	南岸壁 B	45° 25.1' N 141° 40.8' E	133	4.5~5	2,000t×1	ふ頭南側	
中央ふ頭	北岸壁	-5.5m岸壁	45° 25.0' N 141° 40.8' E	100	5	2,000×1	北岸-5.5m岸壁
		-7.5m岸壁		130	7	5,000×1	
	フェリー岸壁No.1	45° 24.9' N 141° 41.0' E	135	6	3,000t×1	西側No.1	
	フェリー岸壁No.2		170	7.5	6,000t×1	東側No.2	
	南岸壁	45° 24.9' N 141° 40.9' E	135	6	3,000t×1		
	-5.5m南岸壁	45° 24.9' N 141° 40.9' E	100	5.5	2,000×1		
	-6m耐震岸壁	45° 24.9' N 141° 41.1' E	135	6	3,000t×1		
第2副港岸壁	45° 24.7' N 141° 40.7' E	420	4~4.5	漁船用			
第1副港岸壁	45° 24.3' N 141° 40.6' E	延長1025	5以下	漁船用			
北洋ふ頭	改良岸壁	45° 24.4' N 141° 40.7' E	延長753	5以下	漁船用		
	-6.0m北岸壁	45° 24.6' N 141° 40.9' E	320	5~6	漁船用		
	-7.5m北岸壁	45° 24.6' N 141° 41.0' E	130	7.5	5,000×1		
	第2南岸壁	45° 24.5' N 141° 41.0' E	300	6	漁船用		
	第1南岸壁	45° 24.4' N 141° 41.0' E	210	6~8			
末広ふ頭	西岸壁	45° 24.3' N 141° 41.3' E	260	4.5	400t×2		
	東岸壁	45° 24.3' N 141° 41.5' E	240	10.5~11.5	30,000×1	クレーン	
天北	1号ふ頭西岸壁	45° 24.3' N 141° 41.6' E	185	9	15,000×1		
	1号ふ頭北岸壁	45° 24.3' N 141° 41.7' E	185	9	15,000×1		
	1号ふ頭東岸壁	45° 24.3' N 141° 41.8' E	260	7.5~8	5,000×2		
	2号ふ頭西岸壁	45° 24.2' N 141° 42.0' E	260	7	5,000×2		
	2号ふ頭東岸壁	45° 24.3' N 141° 42.2' E	180	5.5	2,000×2		

最大入港船舶 2013年7月28日、客船 飛鳥II (50,142t、喫水8.0m)が末広ふ頭東岸壁に着岸した。

- 15 **台風・津波対策** 台風・津波等による海難事故を防止するため、道北地区台風・津波等対策協議会が設置されており、在港船舶などに対し、情報の伝達及び警戒体制・避難・入港制限の勧告・解除等の災害防止措置を指導している(問合わせ先: 稚内海上保安部)。

水先 留萌水先区水先人会に要請する。(第1編 総記 第6章 水先、14 ページ参照)

出入港上の注意 出入港時における注意事項は、次のとおりである。

- 1 開発局留萌港西防波堤北灯台、留萌港西防波堤南仮設灯台及び留萌港南防波堤灯台の灯光は荒天時、波しぶきのため見えなくなることがある。また、冬季は着氷して光度が減少することがある。
- 5 2 冬季の西～北風の強吹時には、風下側の浅所に圧流されないよう注意を要する。
- 3 入港しようとする船舶は、天候が悪化してきた場合には、積丹岬又は利尻島通過後から VHF 無線通信を聴守し、留萌海上保安部（ほっかいどうほあん（第1編 総記 第8章 海難防止 「海上保安庁の通信業務」の項、21 ページ参照）経由）、船舶代理店などからの連絡呼出しに即応できる体制をとること（港内の状況及び港口付近の気象、海象などの情報を通報する）。
- 10 **海難** 過去の統計によれば乗揚げが多い。これは港奥への水路が南北方向で、特に冬季の強烈な西風で東方に圧流されやすいこと、第4区の東側（陸岸寄り）が急に浅くなっていることが考えられる。小型船の通航が多いことなどにもよる。

錨地

港 区	錨 地 の 概 要
1	底質泥、北側の北岸壁、南側の南岸壁 3～5 号に係留する船舶以外は、300 t 未満の漁船・帆船及び汽船等に限られる。
2	底質泥、各種船舶
3	底質泥、砂、西～北風の強吹中は走錨する恐れがある。
4	検疫錨地が西防波堤の西側にある。西～北風の強吹中は走錨する恐れがある。

15 港湾施設

名 称	概 位	長 さ (m)	水 深 (約m)	係船能力 (D/W×隻)	備 考	
古丹浜ふ頭 1 号岸壁	43° 57.2' N 141° 38.3' E	185	10	15,000×1		
古丹浜ふ頭 2・3 号岸壁	43° 57.1' N 141° 38.3' E	260	7.5～8	5,000×2		
北岸物揚場	43° 56.9' N 141° 38.4' E	264	2～3			
北岸壁 1～3 号	43° 56.8' N 141° 38.6' E	451	8	7,000×3		
南岸壁	1・2 号	43° 56.8' N 141° 38.2' E	295	6～8	7,000×2	
	3～5 号	43° 56.7' N 141° 38.4' E	379	5.5～6.5	4,000×3	
物 揚 場	43° 56.7' N 141° 38.6' E	160	4～5			
三泊 1 号岸壁	43° 58.2' N 141° 38.4' E	240	10.5～11	30,000×1	第4区	

最大入港船舶 2007 年 10 月 2 日、客船 飛鳥Ⅱ（50,142 t、喫水 8.0m）が三泊 1 号岸壁に着岸した。

- 20 **台風・津波対策** 台風・津波等による海難事故を防止するため、留萌管内船舶安全対策協議会 留萌港船舶津波・台風等対策部会が設置されており、在港船舶などに対し、情報の伝達及び警戒体制・避難・入港制限の勧告・解除等の災害防止措置を指導している（問合わせ先：留萌海上保安部 TEL 0164-42-0414）。

港湾施設

名 称	概 位	長 さ (m)	水 深 (約m)	係船能力 (D/W×隻)	備 考
－ 4m 岸壁	43° 16.7' N 140° 38.4' E	210	2.5～3.5	－	給氷所がある。
漁業ふ頭岸壁	43° 16.6' N 140° 38.4' E	延長 122	3～3.5	－	
－ 4m 岸壁	43° 16.6' N 140° 38.3' E	142	3～3.5	－	
中央ふ頭岸壁	43° 16.5' N 140° 38.2' E	延長 270	3～4.5	－	
－ 4m 岸壁	43° 16.4' N 140° 38.2' E	200	3～3.5	－	

上表のほか、西防波堤及び同基部船揚場の一部施設は、漁船以外のプレジャーボート等の受入れが周年可能である。また、東防波堤の一部施設についても、期間を定めて受入れが行われている。

5

補給 清水、燃料油及び氷の補給ができる。

積丹岬～川白岬 {積丹半島北西岸} (海図W28)

概要 積丹岬～神威岬の約 5.5M間の海岸はやや弓形に湾入し、余別岳及び積丹岬に続く台地性の山地が海岸まで迫って、海食のがけとなり礫浜が多い。

神威岬から川白岬 (43° 13.2' N 140° 19.5' E) の約 7M間の海岸は山地が海に迫って、高いがけが続く、概ね砂浜である。海岸近くには岩石が多いが、距岸 0.5M以遠は水深 10m以上である。

神威岬から北西方へ約 0.6M延びる浅水の礁脈があり、暗岩 (43° 20.4' N 140° 20.4' E) がメノコ岩 (高さ 10m) の北西方約 400mにある。

15 神威岬の東方 2M付近に余別漁港 (43° 19.9' N 140° 22.8' E; 東を来岸地区、西を余別地区という) がある。

霧 5 月は霧の来襲することがあっても、間もなく消散する。6 月の霧は、概ね西方の海上から来襲して海面一帯を覆い、時として十数時間も継続することがあるが、2～3 時間で消散することが多い。7 月に入れば概ね濃霧となるが、数時間で消散する。

20 目標

地物名	概 位	備 考	
積丹岳	43° 16.2' N 140° 28.8' E	高さ 1,255m	遠望顕著
余別岳	43° 15.6' N 140° 27.5' E	高さ 1,298m、積丹半島の最高峰	
神威岬	43° 20.1' N 140° 20.8' E	細長く突出した高いがけの岬で、灯台がある。岬の北西方約 300mにある神威岩 (高さ 40m) は最も高く鋭くとがっていて認めやすい。最外方のメノコ岩 (高さ 10m) は低くて平らな岩である。レーダの好目標	
西ノ河原 《サイノカワラ》岬	43° 15.6' N 140° 19.6' E	高さ約 70mの岩の岬	
窓岩	43° 14.5' N 140° 19.6' E	高さ 45mの岩	

航行上の注意 神威岬から白神岬 (41° 23.8' N 140° 11.8' E) の海域は、冬季の北西風により航海を困難にする。また、奥尻島東岸を除いては、西寄りの風を避けるのに適当な避泊地が少ないため、荒天中に無理な航海を行って、転覆したり乗揚げたりする事故が発生している。

25 この海域で低気圧や台風の通過に伴って風向が変化する場合には、南西～北西風に変わってから、更に風力が強まり、海上は荒天になることが多いので、航海中はもちろん、避泊する場合でも、西寄りの強風

目標

地物名	概位	備考
立象山《リッショウサン》	42° 27.4' N 139° 51.1' E	高さ95m、頂部に展望台がある。
蠟燭《ロウソク》岩	42° 27.3' N 139° 50.6' E	高さ24m
風力タービン	42° 26.7' N 139° 50.4' E	高さ70m、港内に2基、陸上に6基がある。

出入港上の注意 南西寄りの強風時には、出入に注意する必要がある。

港域内の沿岸は、多数の水上岩、暗礁が散在している。

- 5 蠟燭岩は干出礁に囲まれて、その西北西方約280mに蠟燭岩高ソリ(42° 27.4' N 139° 50.4' E、最小水深1.7mの暗礁)がある。南外防波堤灯台の南南西方約350mにクジラ岩(42° 26.9' N 139° 50.4' E、高さ1.4m)があり、また、東外防波堤の中ほどから北方約140mの間は、水深5m以下の暗礁脈がある。

港湾施設

名称	概位	長さ(m)	水深(約m)	係船能力(D/W×隻)	備考
西ふ頭岸壁	42° 27.3' N 139° 50.6' E	145	1.5~3	700×2	
北ふ頭岸壁	42° 27.4' N 139° 50.7' E	150	1.5~3.5	700×1 2,000×1	
中央ふ頭物揚場	42° 27.3' N 139° 50.7' E	100	3.5		
外ふ頭岸壁	42° 27.2' N 139° 50.8' E	115	4.5~5.5	2,000×1	
東側-5.5m岸壁	42° 27.1' N 139° 50.8' E	200	2.5~4.5	2,000×2	
南側-5.5m岸壁	42° 26.9' N 139° 50.8' E	130	6~6.5	5,000×1	

10

台風・津波対策 台風・津波等による海難事故を防止するため、渡島及び檜山地区台風・津波等対策協議会が設置されており、在港船舶などに対し、情報の伝達及び警戒体制・避難・入港制限の勧告・解除等の災害防止措置を指導している(問合わせ先: 函館海上保安部 TEL 0138-42-5658)。

海事関係官公署

官公署名	連絡先
瀬棚海上保安署	0137-87-2634

15

補給 清水、氷及び燃料油の補給ができる。

廃油処理施設

事業者名	申込先	利用時間	処理する廃油の種類	
			廃重質油	廃軽質油
(株)テクノ	0133-64-5222	0830~1800	ビルジ、水バラスト、タンク洗浄水、コレクトオイル、スロップオイル、スラッジ	ビルジ、水バラスト、タンク洗浄水、コレクトオイル、スロップオイル、スラッジ

医療施設

名称	電話番号
せたな町立国保病院	0137-84-5321

港湾施設

名 称	概 位	長 さ (m)	水 深 (約m)	係船能力 (D/W×隻)	備 考
南ふ頭岸壁	41° 52.0' N 140° 07.1' E	245	2~4	2,000×2	
中央ふ頭岸壁	41° 52.0' N 140° 07.2' E	155	3~4.5	1,000×2	中央ふ頭西側
船澗第1岸壁	41° 52.0' N 140° 07.3' E	延長 292	2~5		中央ふ頭東側及び海図 名称は物揚場 給水所
北ふ頭物揚場	41° 52.1' N 140° 07.3' E	133	2~5		
北ふ頭岸壁	41° 52.1' N 140° 07.4' E	延長 123	4.5~5	1,000×1	フェリー発着
北 岸 壁	41° 52.1' N 140° 07.5' E	180	3.5~5	2,000×2	
新北ふ頭北岸壁	41° 52.3' N 140° 07.6' E	197	5.5	2,000×2	

- 5 台風・津波対策 台風・津波等による海難事故を防止するため、渡島及び檜山地区台風・津波等対策協議会が設置されており、在港船舶などに対し、情報の伝達及び警戒体制・避難・入港制限の勧告・解除等の災害防止措置を指導している（問合わせ先：函館海上保安部 TEL 0138-42-5658）。

海事関係官公署

官 公 署 名	連 絡 先
江差海上保安署	0139-52-5118

補給 清水、氷及び燃料油の補給ができる。

廃油処理施設

事業者名	申 込 先	利用時間	処理する廃油の種類	
			廃重質油	廃軽質油
(株)テクノ	0133-64-5222	0830~1800	ビルジ、水バラスト、タンク洗 浄水、コレクトオイル、スロ ップオイル、スラッジ	ビルジ、水バラスト、タンク洗 浄水、コレクトオイル、スロ ップオイル、スラッジ

10

医療施設

名 称	電 話 番 号
北海道立江差病院	0139-52-0036

海上交通 奥尻港 {奥尻島} との間にカーフェリー便がある。

15

上ノ国付近 (41° 49' N 140° 07' E) (海図W11)

概要 大埼の東北東方約 2Mにある湾入部は、底質細砂で、南東寄りの風を避けて避泊することができる。しかし、西~北風時の錨泊は極めて危険である。低気圧が通過するときには、東~南風は強い西寄りの風に変わるから避泊地としては適当でない。また、風向が西から南に変わるときに、背後の山から強い吹き降ろしが吹くことがある。

- 20 錨泊上の注意 ここに避泊して海難事故を起こした船舶が多く、強い西風のために錨鎖切断又は走錨して乗り揚げた事例があるので注意しなければならない。

避泊する場合には、大埼の東北東方約 1.3Mの大澗ノ鼻 (41° 48.5' N 140° 05.8' E) の北東方約 0.5Mで、水深 12~14m、底質砂の所が良い。また、小型船はできるだけ同鼻の東側近くに錨泊するのが

しかし、この錨地は岩盤質で、南東～南西風の強いときには注意を要する。
潮流の変化が激しく、同錨地付近では、強い南西流がみられる。

港湾施設

名 称	概 位	長 さ (m)	水 深 (約m)	係船能力 (D/W×隻)	備 考
東 岸 壁	41° 25.3' N 140° 05.4' E	145	3.5～5.5	2,000×2	
-5.5m岸壁	41° 25.2' N 140° 05.5' E	90	5	-	

上表のほか、北側及び西側の船だまり内に物揚場がある。

5

台風・津波対策 台風・津波等による海難事故を防止するため、渡島及び檜山地区台風・津波等対策協議会が設置されており、在港船舶などに対し、情報の伝達及び警戒体制・避難・入港制限の勧告・解除等の災害防止措置を指導している（問合わせ先：函館海上保安部 TEL 0138-42-5658）。

補給 少量の清水及び燃料油を補給できる。

10

医療施設

名 称	電 話 番 号
松前町立松前病院	0139-42-2515

小 島 (41° 22' N 139° 48' E) (海図W10、W11)

概要 弁天島の西南西方約13Mにある小さな火山島で通称を**松前小島**という。島岸は絶壁で、わずかに島の北東端の**弁天ノ鼻**付近に礫浜がある。弁天ノ鼻の東側に**小島漁港（第4種漁港）**がある。島の周囲は概ね急深で、距岸0.5M以遠は水深20m以上である。

15

この島には人家が数戸あるが、夏季の漁期に使用するだけである。

霧 小島付近では、5～7月に来襲し、6月ごろが最も多い。4月上旬～5月上旬に南西の微風で発生するものは非常に濃く、高さは海上200m以下になるものがあり、局部的なものもあるが、概ね数日間で消散する。

20

目標

地 物 名	概 位	備 考
3 峰	41° 21.4' N 139° 48.1' E	島の中央部の火口原を囲んで、西、北、東の三方にほぼ同高の3峰があり、西方の峰がやや高く、高さ293mである。
灯 台	41° 21.8' N 139° 48.9' E	灯台、島の南、西側からは見えない。
大ヒヤク	41° 21.7' N 139° 47.1' E	島の西端の西北西方約0.4Mにある高さ145mの円筒形の岩で、島との間に高さ約45m及び約35mの2岩がある。

大 島 (41° 31' N 139° 21' E) (海図W10、W11)

概要 小島の西北西方約21Mにあり、通称を**松前大島**という。ほとんど屈曲のない円形の火山島で、島の東岸に**大島漁港**がある。

25

島の周囲は極めて急深で、北岸は海岸線至近から水深200m以上となり、そのほかも距岸0.5～1Mで水深200m以上となる。

この島は無人島で、夏季の平穏なときに限り、漁民が東岸の**日方泊**、西岸の**ヤマセ泊**、南岸の**難波岬**など

はほとんどない。晴天の翌日は概ね霧が発生する。海霧の発生、消散は風に左右され、5月下旬～7月上旬は北風が多いので、霧は島の北面で濃密となり、また、7月中旬～8月下旬は西寄りの風が多いので、霧は島の南面に多い。風上側が濃霧のために一寸先も見えないときでも、風下側は天気が晴れか、そうでないときでも、海霧は薄く海上平穏なことが多い。

5 **潮流** 渤海別山 (43° 48' N 146° 39' E、高さ 363m) {色丹島北岸西部} の北方沖合約 3Mにおける観測結果によれば、上げ潮中は北東方への流れにおいて最強流速が 1.8kn であった。一方、下げ潮中は北西方へ流れ、流速は上げ潮時に比べ大きくない。

海氷 色丹島付近は、流氷が 4月上旬まで存在することがあるが、同月中旬以後には、ほとんど融解する。

10 **目標**

地物名	概位	備考
斜古丹埼	43° 53.3' N 146° 50.5' E	斜古丹埼～斜古丹港外の約 1.3M間は、階段状の絶壁の海岸で、その背後には数個の鋭峰が並んでいる。その東端に近い最高峰は、斜古丹港に接近するときの顕著な目標
大 埼	43° 48.4' N 146° 35.1' E	色丹島西岸北部にある埼で、背後の山は重なり合って海岸に迫り、険しいがけになっている。
能登呂埼	43° 44.8' N 146° 35.1' E	この埼を形成する半島は、その北端付近に高さ 58mの小丘があるほか、概ね土地は低い。
昆布白 《コンブウス》埼	43° 42.0' N 146° 38.6' E	平坦ながけの埼。埼端から背後の約 3km間の山は高くない。埼上に灯台（レーダ反射器付）がある。
大 島	43° 45.2' N 146° 48.0' E	色丹島の周囲で最大の島で、陸岸との間には狭い水道がある。
斜古丹山	43° 52.2' N 146° 51.4' E	高さ 413m、色丹島の最高峰。この山は、北方からは円頂に見えるが、北東方から望めば馬背形を成す。

斜古丹港 (43° 52' N 146° 49' E)

概要 斜古丹埼の南西方約 1.5Mにある湾の内湾で、色丹島の北端付近にある。内湾の湾口は北方に面して、幅わずかに約 200m、中央水道の水深 7～8mで、内湾は北風以外の各風を避けられる。

15 内湾の外方部分は、水深 12mよりも深く、底質砂で、錨かきが良く、東～南西風には大型船も錨泊することができる。

潮汐 この港における平均高高潮は 1.2m、平均低低潮は 0.3m、平均水面は 0.80mである。

海氷 流氷は北西風時に来襲し、南東風で流去する。その来襲の時期は 2月上旬～3月の間に多く、5月には流氷は存在しない。

20 **目標**

地物名	概位	備考
ヒセロフ埼	43° 53.4' N 146° 49.4' E	埼の基部に高さ 168mの山がある。
灯 台	43° 52.8' N 146° 49.2' E	斜古丹港灯台

又古丹《マタコタン》港 (43° 52' N 146° 48' E)

概要 斜古丹埼の西南西方約 2.5Mにある湾で、湾口は 200mで北北西方に面する。この湾は深く湾入し、水深 5～11m、底質砂で、北寄りの風以外の各風を防ぐ。しかし、湾口に高さ約 15mの岩小島やこれに連なる礁脈があつて水路は狭く、わずかに小型船の避泊に適するだけである。

25